

サニータウンにれの木台東地区緑化協定書

(目 的)

第1条 この協定書、団地内に植栽されている樹木等を維持・保全するとともに、将来にわたって緑化を推進することにより、緑豊かで潤いのある快適な住環境とすることを目的とする。

(協定の設定)

第2条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号。以下「法律」という。）第20条の規定に基づき設定するものとする。

(協定の区域)

第3条 この協定の対象とする区域は、別添区域図に表示するサニータウンにれの木台住宅管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する土地の全域（以下「協定区域」という。）とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第14条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなつた時から効力が発生するものとし、これ以後において新たに協定区域内の土地所有者等となつ

た者に対しても、その効力が及ぶものとする。

(緑化に関する事項)

第 5 条 土地等所有者は、第 1 条に規定する目的を達成するため、

協定区域に係る緑化について、管理組合に委任するものとする。

2 植栽する樹木は、団地内の緑を豊かにするばかりではなく、
近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する
樹木を管理組合は、次の各号に掲げるものから選び植栽するも
のとする。

一 花や葉を楽しめる木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、
コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、
ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、ヤマブキ、アベリヤ
等

二 実のなる木

カキ、ヒメリンゴ、ナツミカン、ビワ、アズキ、ムラサキ
シキブ等

三 鳥が集まる木

ウメモドキ、ハナミズキ、ムクノキ、ムラサキシキブ、ニ
シキギ、ヤマザクラ、グミ等

四 景観を良くする木

アキニレ、モチノキ、タイサンボク、ケヤキ、カシ、エノ
キ、クスノキ等

(植栽樹木の保護及び管理)

第 6 条 土地等所有者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう
植栽した樹木を良好に保護しなければならない。

2 土地等所有者は、協定区域内の植栽樹木の管理を管理組合に
委任するものとする。

3 管理組合は、植栽した樹木の病虫害防除、施肥、せん定等樹
木の保護及び育成に努めなければならない。

4 管理組合は、植栽した樹木が増改築その他工作物の設置等の
支障となる場合は、原則として移植するものとし、枯損した場
合には補植する。

(協定の有効期間)

第 7 条 協定の有効期間は、効力が生じた日から 10 年間とし、
期間満了前に土地等所有者の過半数が廃止について④申出をし
なかつた場合は、さらに 10 年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第 8 条 協定を変更しようとする場合は、土地等所有者全員の合
意により、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地等所有者過半数の合意

により、法律による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第 9 条 土地等所有者は、所有地等を譲り渡す場合、その者に対して、この協定の効力及び内容を明らかにし、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(違反者等に対する措置)

第 10 条 管理組合は、第 5 条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対して、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとし、違反者等がこの要求に応じないときは、協定の目的とする範囲内で必要な措置をとることができるものとする。

(協定書の保管)

第 11 条 この協定書は、管理組合が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。

(以下余白)